

第3章 第3次長久手市 障がい者基本計画



第3章 第3次長久手市障がい者基本計画

1 計画の基本理念

障がい福祉の目的は、すべての人が障がいの有無に関わらずお互いに尊重しながら地域社会の中で共に生活できるよう、日常生活や社会生活を送るための支援を行うことにあります。

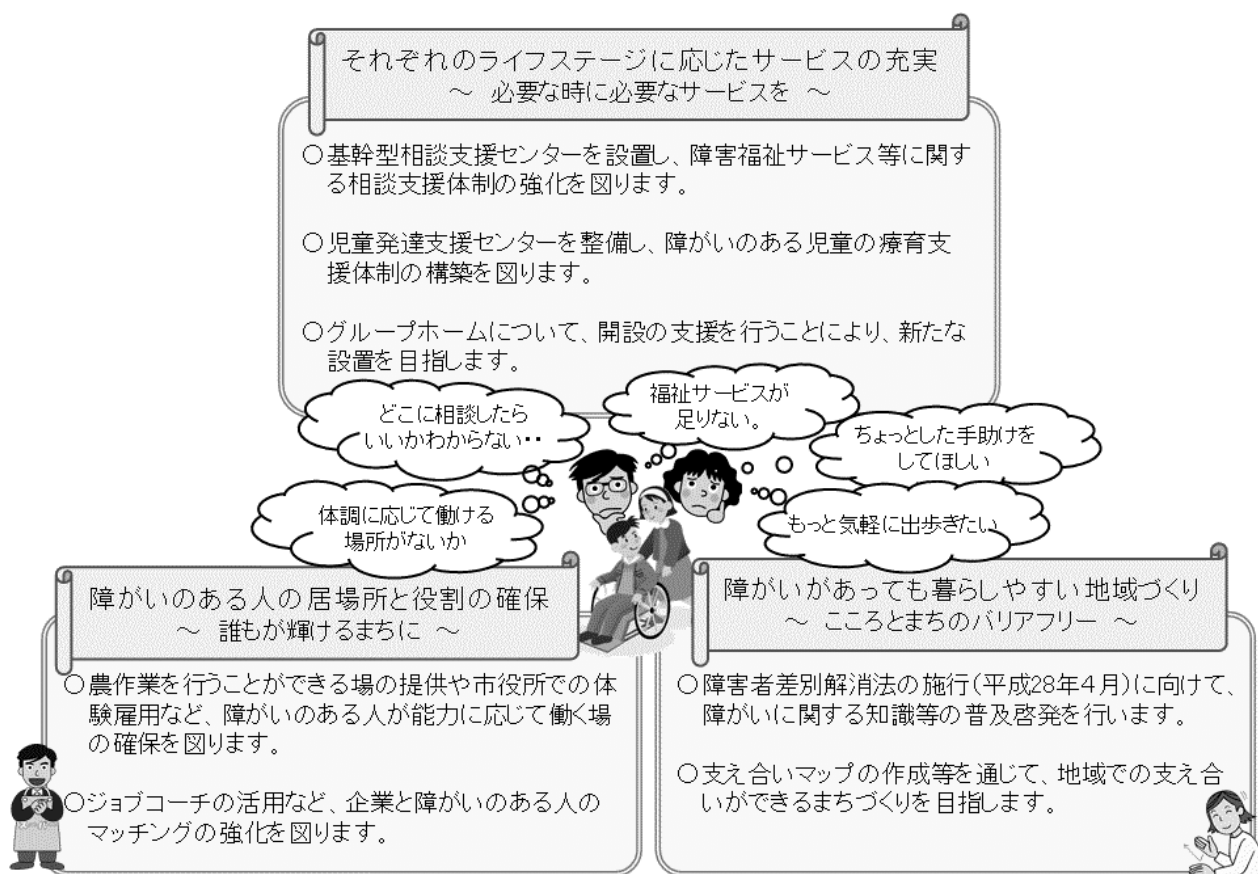
この目的を実現するため、第3次障がい者基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「支え合う 思いやりのまち ながくて」

※ 基本理念は、第2次障害者基本計画において掲げた理念を継承します。

2 計画の基本目標

本市の障がい福祉を取り巻く状況について、アンケート調査結果や団体・事業者ヒアリングからみえてきた課題について集約し、これらの結果を以下のとおりにまとめ本計画の取組みの基本目標とします。



基本目標1：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

～ 必要な時に必要なサービスを ～

○制度の周知、相談支援体制の充実

障がいのある人が自分の生活に必要なサービスを選択するためには、様々なサービスに関する情報が適切に提供され、本人の希望の実現に向けた相談ができる体制を構築することが必要です。現状では、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声もあることから、更なる制度の周知や相談支援体制の充実が求められています。

そのため、制度等についてできるだけわかりやすい情報提供に努めるとともに、その人の心身の状態やライフステージにあった適切な支援が行われるよう相談支援体制の充実強化を図ります。

○安心して暮らすためのサービス提供体制の充実

近年、障害福祉サービス事業所の開設等により、サービス提供体制は整備されつつありますが、障がいのある人の生活を支えるサービス提供体制はまだ不十分な状況です。

特に、障がいのある人が安心して地域で生活するため、夜間の対応など、緊急時に対応できるサービスの提供体制の確保が求められます。

障がいのある人が、地域においてその人の状況に応じて自立した生活ができるように支援するため、サービス提供体制の充実に努めます。

基本目標2：障がいのある人の居場所と役割の確保

～ 誰もが輝けるまちに ～

障がいのある人の就労率は、知的障がい、精神障がいのある人が3割弱、身体障がいのある人が、それぞれ2割弱にとどまっています。「生活費などの経済的なこと」や、「働くことが不安」、「働く場所がない」ことに悩んでいる人も少なくありません。

働くことは、収入の確保はもちろん、自分の役割の再認識、社会とのつながりの確保という点でも重要です。障がいのある人が就労するためには、企業の理解とともにその人の適性を生かせる職場環境の整備も含めた就労支援を行うことが必要です。

就労支援や文化・スポーツの機会の確保を通じ、障がいがあってもその人に応じた活躍ができるような環境整備を行います。

基本目標3：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

～ 心とまちのバリアフリー ～

障がいのある人の多くは、ほとんど自宅にいたり、自宅と福祉サービス事業所との往復のみにかぎられたりするなど、地域とのふれあいが乏しくなっている状況です。障がいがあっても、気軽に出かけられる場所がある環境づくりが必要です。

そのためには、施設等のバリアフリーも必要ですが、地域にいる人の見守りやちょっとした手助け、地域での交流など、地域の人々との縁をつなぐことが非常に重要です。

障がいへの理解を高めるための啓発や、地域の人との交流など、地域とのつながりをもつための取組を通じて、障がいがあっても暮らしやすい地域づくりを進めます。

3 施策の体系

国の第3次障害者基本計画に準じて（本計画 112 ページ、資料編参照）、分野別に関連施策をまとめました。

障がい福祉施策には、障がいのある人の年齢、障がい種別・程度に応じた広範多岐にわたる事業があります。

計画策定にあたっては、上位計画に沿った総合的な施策推進が図られるよう、障がいのある人や市民にわかりやすい計画になるようにまとめました。

基本理念	基本目標	施策の柱	施策の方向性
支え合う 思いやりのまち ながくて	基本目標 1 それぞれのライフステージに応じたサービスの充実	生活支援	障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。
		保健・医療	障がいの早期発見や予防への取組の充実と難病患者への支援充実を図ります。
	基本目標 2 障がいのある人の居場所と役割の確保	教育、文化芸術活動・スポーツ等	障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。
		雇用・就業、経済的自立の支援	関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。
	基本目標 3 障がいがあっても暮らしやすい地域づくり	生活環境	施設等のバリアフリーの推進と、障がいのある人の生活を地域で支えあう取組を進めます。
		情報アクセシビリティ	情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。
		安全・安心	災害発生など緊急時の支援に対する取組の充実を図ります。
		差別の解消及び権利擁護の推進	障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。
		行政サービス等における配慮	行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。

※ なお、「国際協力」の分野については、国・県の計画に準じて実施しますので、本計画には掲載していません。

4 重点的に取り組んでいく施策

※ 実施時期にある、「前期」とは今後3年間（2017（平成29）年度まで）での実施を目指すものを、「後期」とは今後6年間（2020（平成32）年度まで）での実施を目指すものです。

重点施策1：グループホーム整備への支援

現状と課題			
<p>高齢化社会が進む今、障がいのある人のいる世帯についても高齢化が顕著となってきています。一人暮らしをするのが難しい障がいのある人が、親亡きあとの生活について考えたときに、生活する場の一つとしてグループホームがあります。</p> <p>しかし、市内には1か所しかなく、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で暮らせないのが現状です。また、短期入所についても同様に社会資源が乏しい状況です。</p> <p>一方、事業者側にとっては、新規に参入したいとの意向があっても、費用負担の問題からなかなか踏み出せない原因となっています。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>作業部会を設置し、事業内容の検討を行い、2016（平成28）年度には、定員5名のグループホーム1か所開設されました。今後も、新たなグループホームの設置を目指し、事業所や関係機関と協議・連携していきます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。</p> <p>前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。</p>	福祉課	○	○

重点施策2：グループホームの体験利用の促進

現状と課題			
<p>グループホームへの入所を希望される障がいのある人が多い現状ですが、グループホームでの生活がどのようなものなのか、また、障がいのある人にとって、その場が適しているかどうか分からない状況です。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>作業部会を設置し、地域生活支援拠点の整備に関する事例を収集を行いました。今後は、体験利用について研究を進めるとともに、本市での体験利用事業実施に向け、事業内容を関係機関と協議・検討を行います。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、体験利用の事業を開始します。</p>	福祉課	○	○

重点施策3：基幹相談支援センターの設置

現状と課題			
<p>アンケート調査や団体・事業者ヒアリングでは、「サービス提供や内容に関する情報が少ない」、「どこに相談したらよいか分からない」等の声も上がっています。そうしたことからさらなる制度の周知や相談体制の充実が求められています。</p> <p>現在の障がいに関するものでみると、障がいの重度化や重複化が増加傾向にあります。また、障がいのある人が抱える問題も複雑化してきており、困難事例となるケースも増えてきています。そうした困難事例に対応できる体制整備が求められています。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>2018（平成30）年4月の基幹相談支援センターを設置に向けて、2015（平成27）年度には周辺自治体の状況について調査を行い、2016（平成28）年度にはイメージ案を基に関係者による協議を行いました。今後は、基幹相談支援センターを中心として人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化に取り組んでいきます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、基幹相談支援センターを設置します。</p> <p>その基幹相談支援センターでは、人材育成、虐待防止、困難事例への支援やその他関係機関との連携強化を図っていきます。</p>	福祉課	○	継続

重点施策4：個別訪問調査の実施

現状と課題			
<p>障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がなく他者との関わりのない人の中で、問題が大きくなってから発覚するケースがあります。問題が大きくなってからでは、対応が難しくなってくることも考えられます。そうした人をいかに早い段階で発見するのが課題となっています。</p> <p>また、アンケートの結果をみると、福祉サービスについて情報が少ないとの回答も多いことから、その人が単に福祉サービスを必要としていないだけなのか、利用したいのにあることを知らず利用できていないのかを見極める必要があります。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>2015（平成27）年度に個別訪問調査の対象者の範囲等、具体的に協議を行い、2016（平成28）年度に実施方法等について決定し、個別訪問調査を実施しました。今後も引き続き個別訪問調査を実施し、支援が必要な人の把握に努めます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。</p>	福祉課	○	継続

重点施策5：乳幼児期からの療育支援体制の整備

現状と課題			
<p>小さい頃からの発達障がいに対する支援は、その子の将来に関わってくることで、とても重要です。</p> <p>しかし、本市についてみると発達障がいのある児童の支援を行う社会資源が乏しく、市外の社会資源を利用している状況です。</p> <p>こうした背景から、発達障がいへの支援が実施できる社会資源や体制整備が急務となっています。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>長久手市障がい者自立支援協議会児童教育支援部会報告を作成し、本市の療育支援体制の基本目的・目指すべき方向の共有に努めるとともに、既存の社会資源状況の確認を実施しました。今後は、作業部会を中心とした児童発達支援センターの設置に係る検討及び個別ケース検討等により関係機関のさらなる連携強化に努めます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。</p> <p>児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。</p>	子育て支援課	○	○

重点施策6：各保育園等への巡回相談

現状と課題			
<p>発達障がい疑いのある子どもは年々増加傾向にあります。 しかし、保育園や小中学校では発達障がいのある児童への支援方法に苦慮しており、また、日頃の業務の中で十分な支援体制が整備されていない状況です。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>保育園、幼稚園、小学校への訪問を実施しました。今後も事業を継続するとともに、小中学校への事業の拡大を検討します。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。また、後期には小中学校への事業の拡大を検討します。</p>	<p>子育て支援課 教育総務課</p>	○	継続

重点施策7：スクールソーシャルワーカーの設置及び関係機関との連携強化

現状と課題			
<p>障がいがあっても、どこの小学校へも安心して通え、その子に応じた適切な支援が受けられる体制の構築が望まれています。また、教育と福祉の連携も課題となっています。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>2016（平成28）年度に2名をスクールソーシャルワーカーとして配置しました。今後は、教育と福祉の連携体制を強化し、よりきめ細やかな対応ができるようにします。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置します。また、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。</p>	<p>教育総務課 子育て支援課 福祉課</p>	○	継続

重点施策8：農業を活用した雇用機会の拡大（農福連携）

現状と課題			
<p>障がいのある人の就労に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、民間企業の障がいのある人の法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、今後2.3%まで引き上げられることで障がい者雇用がますます広がっていくこととなります。</p> <p>しかし、精神障がいのある人は、障がいの特性について就労先の理解が進んでいないなどにより、就労につながっていない状況です。こうした障がいのある人への雇用機会の創出が課題となっています。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>複数事業所において、農業の体験や農作物の栽培及び収穫、販売を実施しました。</p> <p>今後は、障がい福祉事業所が自身の力によって農作物をつくり、販売を行うことによって、農地の有効活用及び農業を活用した雇用機会の拡大、販売による地域等への障がいの理解啓発を推進します。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課	○	継続

重点施策9：就労支援コーディネーターの設置

現状と課題			
<p>就労を希望される障がいのある人がいても、仕事と本人をマッチングする体制が整っておらず、就労につながっていません。</p> <p>障がいの特性を理解し、障がいのある人と事業所のつなぎ役となる人材が求められています。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>各種機関等における既存の仕組み等、現状の社会資源について把握と関係機関の主たる役割を整理を行い、不足している役割等を把握しました。今後は、就労支援機関と具体的な配置方法等の検討を行い、障がいのある人の就労支援を推進します。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課	○	○

重点施策 10：市役所での就労体験の実施

現状と課題			
<p>一般企業への就労を目指す障がいのある人にとって、自分の特性を理解したり、適正な仕事を見極めたり、早い段階で“働く”という意味を知るためにも、様々な就労体験ができる機会が必要となっています。</p> <p>しかし、現状ではそのような機会が少なく、自分にあった仕事を選択することが難しくなっており、団体・事業者ヒアリングでも、その体験の場として、公共施設での就労体験に対する期待が高くなっています。</p>			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
<p>2016（平成 28）年 12 月より、市役所福祉部内にて施設外就労を定期的に実施しています。</p> <p>今後は、市役所全体に取組みを拡大することによって障がい者の就労体験の場を増やしていきます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課	○	継続

重点施策 11：支え合いマップづくり

現状と課題			
<p>障がいのある人が自宅で暮らしていくためには、ちょっとした手助けが必要ですが、障害福祉サービスだけでは、支援に限界があります。</p> <p>また、障がいのある人は、地域とのつながりが希薄な人もおり、地域の人もどこに障がいのある人がいるのか、どのようなことに困っているのか分からない状況です。</p>			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
<p>2014（平成 26）年度より各地区でマップづくりを行い、地域問題解決に向けた話し合いと取組を継続しています。今後も取組を続けることで地域の見守り、支え合いの体制の構築、充実を図ります。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策課		継続

重点施策 1 2：障がいのある人と地域の人とが交流できる場の提供

現状と課題			
<p>障がいのある人が地域の人に知られておらず、孤立してしまうおそれがあります。また、障がいのある人も積極的に地域の人との交流ができていない状況です。こうした背景から、障がいのある人と地域の人とが交流できる場が求められています。</p>			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
<p>「子育て・いきがい・ケア」の3つのテーマにあわせて、地域住民が取組プログラムを行っており、その中に障がいのある人と交流できる取組が含まれています。今後も地域共生ステーションでの交流の場づくりを継続するとともに、障がいのある人の生活の場等での交流も検討していきます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>地域の人と交流する場として整備している地域共生ステーション等において、障がいのある人と地域の人とが積極的に交流できる取組を実施します。また、障がいのある人の生活の場等で交流できる取組についても検討します。</p>	<p>たつせがある課 福祉課</p>		○

重点施策 1 3：移動支援の支援員の人材育成

現状と課題			
<p>障がいのある人は、移動手段がなく外出機会が減っています。また、アンケートの結果をみると、今後移動支援のサービスを使いたいとの意向が多くあり、団体・事業者ヒアリングでも移動支援に対するニーズはとて高くなっています。しかし、事業所をみると人材不足により、ニーズに合ったサービス提供ができていない状況です。</p>			
前期実施状況（2017（平成 29）年度末時点）			
<p>市内の移動支援事業所に対してヒアリングを開催し、現状と課題の確認を行いました。今後は、移動支援の支援員についての養成研修の実施について検討していきます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。</p>	<p>福祉課</p>	○	○

重点施策 14：成年後見制度の普及啓発及び理解促進

現状と課題			
<p>成年後見制度については、尾張東部地区の5市1町により設置した「尾張東部成年後見センター」で制度の周知や相談業務を実施しているところです。</p> <p>アンケートの調査結果をみると、「今は必要ないが、将来は必要により成年後見制度を活用したい」という方が23.5%いますが、「制度も内容も知らない」、「制度を聞いたことはあるが、内容は知らない」と答えた方が74%にのぼり、制度の周知が課題となっています。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>支援が必要な人には成年後見制度について周知をしています。また、尾張東部成年後見センターと連携し、講演会の開催や相談を随時受付しています。今後も制度周知を進めるとともに、市長申し立てによる制度利用の促進も図ります。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>尾張東部成年後見センターと連携しながら、今後さらなる制度の周知徹底を図り、市長申し立てによる制度の利用を促進し、障がいのある人等が不利益を被るのを防ぐ取組を実施します。</p>	<p>福祉課 長寿課</p>	<p>継続</p>	
<p>※ 市長申し立て…障がい等により自己決定が難しく、親族のいない方等に対して、本人やその親族に代わって、市が手続きし費用を負担するものです。</p>			

重点施策 15：精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備

現状と課題			
<p>近年、精神障がいのある人が増加しています。また、精神障がいに関する相談内容が複雑化してきており、その解決のために関わる機関も多岐にわたっています。精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉（障がい福祉・介護）、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築が必要です。</p>			
前期実施状況（2017（平成29）年度末時点）			
<p>2016（平成28）年度に精神障がい者支援部会を設置しました。今後については、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、具体的な内容の検討・協議をしていきます。</p>			
事業内容	関係課	実施時期	
		前期	後期
<p>障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。</p>	<p>福祉課 健康推進課</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

5 分野別施策

基本目標1：それぞれのライフステージに応じたサービスの充実

～ 必要な時に必要なサービスを ～

1) 生活支援

障がいのある人の地域生活支援や相談支援体制、福祉サービスの充実を図ります。

①在宅サービス等の充実

区分	事業内容	関係課
重点 施策 1	事業者の費用負担を軽減し、障がいのある人が生まれ慣れ親しんだ地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、開設の支援を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。 前期に1か所、後期に2か所の計3か所の開設を目指します。	福祉課
重点 施策 2	グループホームでの生活が障がいのある人にとって最適かどうか見極める上でも、体験できる機会が必要となっています。 そうした機会が提供できるよう近隣市で実施しているグループホームの体験利用についての研究を進め、本市にあった仕組みについて検討し、体験利用の事業を開始します。	福祉課
	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができるよう、高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課
	障がいのある人が適切なサービスを受けられるよう福祉サービスの充実を図ります。 また、サービスの質の向上を図るため事業所等へ働きかけます。	福祉課
	家族が安心して障がいのある人を預けることができるサービスの拡充が求められています。 そのため、障がいのある人等の一時的な見守りを行う日中一時支援事業の利用を促進していきます。	福祉課
	身体障がい者の自立を介助する補助犬に対する理解が不足しているため、身体障害者補助犬（介助犬）の一層の理解促進、普及・啓発に努めます。	福祉課
	障がいのある人に関する様々な課題の解決が求められています。 そのため、障がい者自立支援協議会の機能の充実を図り、各種問題解決に向けた検討体制を強化します。	福祉課

②相談支援体制の構築

区分	事業内容	関係課
重点 施策 3	その人のライフステージにあった適切な支援を行い、一貫した総合的な支援ができるよう、現在ある「障がい者相談支援センター」の相談支援体制を強化し、困難事例への支援や人材育成、虐待防止、その他関係機関との連携を図るため、基幹相談支援センターを設置します。	福祉課
重点 施策 4	障害者手帳を所持しているが、福祉サービス等の利用がない人について、個別訪問調査を実施します。	福祉課
	障害者総合支援法の改正により、サービス等利用計画の作成が利用者全員に必要となることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要となるため、障がい者相談支援事業を拡大していきます。	福祉課 子育て支援課
	障がいのある人の生涯について、連続した包括的な支援が求められています。 そのため、市役所関係部署はもとより、地域包括支援センター、生活困窮者相談、コミュニティーソーシャルワーカーなど、年齢や状況により設置された相談機関の連携を強化し、連続した支援体制を構築します。	福祉課 長寿課 子育て支援課 健康推進課 悩みごと相談室 他
	各小学校区への設置を目指している地域共生ステーションなど、身近な場所で障がいに関する相談ができるよう、専門の相談員による出張相談等を実施します。	たつせがある課 福祉課

③障がいのある児童支援・発達障がいに対する支援の充実

区分	事業内容	関係課
重点 施策 5	発達障がい等の障がいのある児童に対する総合的な療育施設として、「児童発達支援センター」を後期に整備します。 児童発達支援センターの整備にあたり、まずは前期に療育支援体制の整備を図り、発達障がいのある児童への支援や未就園児から一貫した支援体制の構築を図ります。	子育て支援課
重点 施策 6	発達障がい等に対する支援体制の充実を図るため、発達障がい等に関する知識のある相談支援員が各保育園等を巡回し、保育士等への助言や相談支援などを実施します。また、後期には小中学校への事業の拡大を検討します。	子育て支援課 教育総務課
	発達障がいのある児童をもつ保護者の不安や悩みを共有できる機会が不足しています。発達障がいのある児童とその保護者同士が交流できる機会を提供します。	子育て支援課
	障がいのある児童の理解や障がいの特性に応じた対応や支援ができるよう保育士・学校教員等の研修を充実させ、保育園・小中学校における障がいのある児童・生徒の受入れの拡充を図ります。	子育て支援課 教育総務課
	医療的ケアが必要な子どもへの支援体制整備に向け関係機関と協議・検討を行います。	子育て支援課

2) 保健・医療

障がいの早期発見や予防への取組の充実と難病患者への支援充実を図ります。

①早期発見・予防への取組

区分	事業内容	関係課
	保健センターにおいて、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診事後教室などの充実を図っていきます。 また、発達障がいのある児童をもつ保護者に対して、適切な療育を受けるよう促します。	健康推進課
	母子保健法により、支援の必要な発達障がいのある児童を早期に発見し、就学への移行が円滑かつ適正にできるよう支援体制を整備します。	健康推進課
	糖尿病等の生活習慣病を起因とする障がいの発生を予防するため、健康体操の普及や生活習慣病の早期発見のための健康診断等の受診の促進に努めます。	健康推進課

②精神障がい・難病患者等に対する支援の充実

区分	事業内容	関係課
重点 施策 15	精神障がいのある人の相談が増加するなど支援が求められています。 そのため、障がい者自立支援協議会に「精神障がい者支援部会」を設置し支援体制を強化し、地域の連携や社会資源整備を強化していくとともに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議していきます。	福祉課 健康推進課
	障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行います。	福祉課 保険医療課
	障害者総合支援法により新たに対象となった難病患者の方にも、適切な支援が得られるよう、福祉サービス等を広く周知していきます。	福祉課
	精神障がいのある人に対する地域の理解を深めるとともに、精神障がいのある人やその家族への支援として、相談体制の充実と関係各課との連携を図ります。	福祉課 健康推進課
	高次脳機能障がいについて、理解や啓発などを進めるための情報発信の充実を図るなど、必要な支援につながるための取組を行います。	福祉課
	精神疾患が疑われるが医療機関に受診しておらず、適切な治療に結びついていない方について、関係部署及び関係機関との連携を強化することにより、支援が必要な方の早期発見及び早期治療に向けた対応方法の検討を行います。	福祉課 健康推進課

基本目標2：障がいのある人の居場所と役割の確保

～ 誰もが輝けるまちに ～

3) 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がいのある人が共に学ぶことができる環境づくりや、障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動等への参加促進を図ります。

①教育環境の整備

区分	事業内容	関係課
重点 施策 7	障がいがあっても安心して学校に通えるよう、総合的な相談支援のできる体制を目指し、スクールソーシャルワーカーを配置し、よりきめ細やかな対応ができるよう連携体制を強化します。	教育総務課 子育て支援課 福祉課
	学校において、スロープ、エレベーター、障がい者用トイレの設置など、ハード面の改善を行うとともに、専門的な知識・技能を有する人材の確保に努め、受入れ可能な障がいのある児童の拡充を目指します。	教育総務課
	障がいのあるなしにかかわらずその人の個性を尊重し合い学んでいけるよう、インクルーシブ教育（障がいのある人もない人も共に学ぶ仕組み）の基礎を構築します。	教育総務課
	障がいの理解を深めるための授業を行います。	教育総務課

②文化活動・スポーツ活動の振興

区分	事業内容	関係課
	障がいのある人の芸術活動、スポーツ活動への参加を促進します。	生涯学習課 文化の家
	障がいのある人の学習機会の提供及び外出する機会が増えるよう、団体等が開催した社会見学等の一部費用を助成します。	福祉課

4) 雇用・就業、経済的自立の支援

関係機関と連携して障がいのある人の就労支援体制を構築します。

①雇用機会等の創出

区分	事業内容	関係課
重点 施策 8	障がいのある人の特性をみながら、障がいのある人の雇用機会を拡げるため、また、人手不足により耕作放棄地となっている農地の有効活用のため、他自治体で成功事例の多い農福連携についての取組を推進し、農業を活用した雇用機会の拡大を図ります。	みどりの推進課 福祉課
重点 施策 9	就労に関する相談や支援を行ったり、障がいの特性を理解し、尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携しながら、本人と事業所とのつなぎ役となる「就労支援コーディネーター」を配置します。	福祉課

②総合的な就労支援の実施

区分	事業内容	関係課
重点 施策 10	就労支援施設等と協力しながら、施設外就労を活用するなどして、市役所で軽易な業務が体験できる機会を創出します。	人事課 福祉課
	尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクトや公共職業安定所（ハローワーク）と連携して、障がいのある人の就労支援を実施します。	福祉課
	一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。	福祉課

③経済的自立の促進

区分	事業内容	関係課
	障がいのある人の経済的な自立につながるよう、障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障がい者就労支援施設等への発注を促進します。また、市役所から発注する業務の拡大を図ります。	行政課 福祉課
	工賃の向上をめざし、就労支援施設が実施している福祉の家での物品販売会について、市役所等での販売など販路の拡大を図ります。	財政課 福祉課
	障がいのある人への経済的な支援を図るため、障がい者手当の支給を行います。	福祉課

基本目標3：障がいがあっても暮らしやすい地域づくり

～ 心とまちのバリアフリー ～

5) 生活環境

バリアフリーの推進と障がいのある人の生活を地域で支えあう取組を進めます。

①地域での支えあい活動の推進

区分	事業内容	関係課
重点 施策 1 1	支え合いマップづくりをとおして、地域にどんな困っている人がいるのか、どのような人のつながりがあり、支え合いが行われているかを再確認し、地域ごとに見守り体制の充実を図ります。	福祉施策課
重点 施策 1 2	地域の人が交流する場として整備している地域共生ステーションにおいて、障がいのある人と地域の人とが交流し、地域での理解を深め、必要時に支え合うことができる地域づくりを目指し、その場に積極的に来てもらえるような取組を実施します。また、障がいのある人の生活の場で交流できる取組についても検討します。	たつせがある課 福祉課
	市民が地域で、ともに支え合いながら自分らしく安心して生活することができるよう、地域福祉計画に基づき、保健・障がい・介護・子育て等の施策について総合的に推進していきます。	福祉施策課
	障がいのある児童も含め、小学校を活用して、放課後の子どもたちの安心で安全な居場所を充実します。 また、学びや遊びなどの活動を実施し児童が地域社会の中で健全に育まれる環境づくりをします。	子育て支援課
	障がいのある児童とその家族の支援として、放課後における障がいのある児童の預かりの場を設けるとともに、大学連携等により学習支援を図ります。	たつせがある課 教育総務課
	大学連携を活用し、障がいのある人の社会参加を支援するため、障がいの特性に対応できる学生ボランティアの育成に努めます。	たつせがある課 福祉課
	日常生活で、ちょっとしたサポートがあれば、障がいがあっても地域で生活できる方を支援するため、見守りやサポートの体制が整備できるよう検討します。	福祉課
	障がいのある人の社会参加の場が不足しています。 各種イベントや公共施設等でのボランティア活動等への参加促進を図ることで障がいのある人の社会参加の場を提供します。	各担当課

②外出促進・バリアフリーの推進

区分	事業内容	関係課
重点 施策 13	障がいのある人の移動を支援するため、市町村事業である移動支援の支援員についての養成研修の実施や、市独自の認定制度を設けるなど、障がいのある人の移動を支援する人材の育成を図ります。	福祉課
	障がいのある人等の外出機会を促進するため、安価で利用できる福祉有償運送事業を実施する事業者の新規参入を促進及び支援します。 また、事業に必要な手続等について、関係機関との調整を実施します。	福祉課 長寿課
	障がいのある人の外出を支援するため、タクシーチケットの交付を行います。	福祉課
	横断歩道や人通りの多い歩道については、段差の解消や視覚障がい者誘導ブロックを整備します。	土木課
	道路新設時などに、車いすがすれ違ふことができる幅の歩道整備を行います。	土木課 区画整理課
	まちづくりを進める土地区画整理事業にあつては、障がいのある人に配慮したまちづくりを目指します。	区画整理課
	新設の公共施設については障がい者等に配慮して計画していきます。既存の公共施設については、改修時に合わせてバリアフリー化を実施していきます。	各施設管理 担当課
	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知・啓発や民間の施設建築時において、協力を呼びかけます。	都市計画課
	障がいのある人の、公共交通移動の利便性向上に向けた取組について検討します。	経営管理課 安心安全課 福祉課

6) 情報アクセシビリティ

情報提供及び意思疎通支援の充実を図ります。

区分	事業内容	関係課
	福祉のしおりを分冊化し、障がい福祉の制度等をよりわかりやすく掲載した冊子を発行します。	福祉施策課
	障がいのある人が必要な情報を入手できるよう、広報紙やホームページ等を活用して情報を提供していきます。	福祉課
	障がい等により意思疎通が困難な方に対して、障がいの特性に応じた支援ができるよう、手話通訳、要約筆記、代筆、代読、筆談などの支援を検討していきます。 また、意思疎通を支援する人材の育成や環境整備に努めます。	福祉課

7) 安全・安心

災害発生など緊急時の支援に対する取組の充実を図ります。

区分	事業内容	関係課
	災害時に障がいのある人の避難支援ができるよう、避難行動要支援者登録事業を活用していきます。	安心安全課 福祉課
	市内の福祉施設と協定を結び、各小学校区に緊急避難先の設置を目指します。	安心安全課 福祉課
	避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、支援マニュアルを作成するとともに、障がいのある人本人の参加による避難訓練を実施します。	安心安全課 福祉課
	障がいのある人が避難所で安心して生活できるよう、特性に配慮したスペースの確保やストマ用装具の備蓄などの整備に努めていきます。	安心安全課 福祉課
	聴覚や言語に障がいのある人は、緊急時の通報が困難となっているため、スマートフォンなどで通報できる緊急通報システム「NET119」の普及・啓発に努めます。	消防署

8) 差別の解消及び権利擁護の推進

障がい者を理由とした差別の解消及び権利擁護に対する取組を進めます。

区分	事業内容	関係課
重点 施策 14	尾張東部成年後見センターと連携しながら広く成年後見制度について周知を図り、成年後見制度を必要としている人の中で、障がいにより自己決定が難しく家族のいない方等に対して、市長申立てによる制度の利用について、しっかりと見極め実施していきます。	福祉課 長寿課
	障がいのあるなしにかかわらず市の情報が得られるよう、広報紙やホームページの作成方法を工夫していきます。	情報課
	障害者差別解消法に基づき、障がい者を理由とした差別や虐待を受けることがないように、障がいのある人に対する理解促進のための啓発活動に努めていきます。 また、行政は障がいのある人への合理的配慮を実施するとともに、民間事業所等に対しても協力を求めていきます。	福祉課
	虐待を受けた時や緊急時などに、近隣市町と連携し、広域での居室確保事業を実施することにより、被虐待者等の安全対策を図ります。	福祉課

9) 行政サービス等における配慮

行政サービスの向上に向け、市職員等の障がいへの理解促進を図ります。

区分	事業内容	関係課
	市職員等を対象に、障がいのある人への配慮、適切な対応について理解を促進する研修会等を実施します。	人事課 福祉課
	選挙に関する情報等を、障がいのある人にも配慮した方法で提供します。 また、投票時においても、障がいのある人に配慮していきます。	行政課